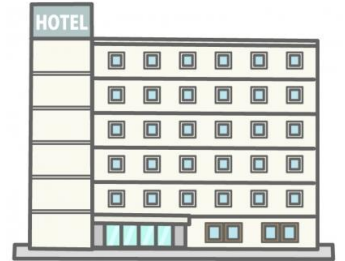


旅館業法に基づく許可を申請する方へ

1 必要書類等

- ☐ 旅館業許可申請書
- ☐ 登記事項証明書（原本）及び定款又は寄附行為の写し※法人で申請する場合
- ☐ 申請者に関する書類 ※別紙様式参照
- ☐ 旅館業法施行規則第5条第1項に掲げる施設に該当する場合、その内容を示す書類
- ☐ 付近見取図 ※周囲半径100m、200m区域内の同心円を記載
- ☐ 敷地配置図
- ☐ 立面図又は写真 ※デザインや色彩がわかるもので4面以上
- ☐ 平面図 ※内寸法
- ☐ 断面図 ※内寸法
- ☐ 構造設備の仕様書（給排水や空調の系統図 など）
- ☐ 面積計算表 ※敷地面積、建築面積、延面積、客室面積、寝室面積 など
※寸法は小数点以下第2位まで記入し、第3位以下切り捨て
- ☐ 地図・地図に準ずる図面（公図）
- ☐ 土地の登記事項証明書（原本）
- ☐ 建物の登記事項証明書（原本）
- ☐ 消防法令適合通知書（原本）
- ☐ 建築物の検査済証（原本）※添付できない場合は、申立書
- ☐ 水質検査成績書（原本）※水道水以外を使用する場合
- ☐ 次に示す条例の所管部署との協議書（協議が不要な場合は、他部署に確認した報告書等）
※明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例、
明石市都市景観条例、兵庫県景観の形成等に関する条例
- ☐ 住民への周知を図った旨及びその内容を証する書類
- ☐ その他市長が必要と認める書類
- ☐ 申請手数料（22,000円）



（主な関係部署）

内容	部署名	電話番号
明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例	明石市 都市局 都市総務課	078-918-5037
明石市都市景観条例		
兵庫県景観の形成等に関する条例	兵庫県 まちづくり部 都市政策課	078-362-9299
登記事項証明書、地図・地図に準ずる図面（公図）	法務省 神戸地方法務局 明石支局	078-912-5511
消防法令適合通知書	明石市 消防局 予防課	078-918-5272
建築物の検査済証	明石市 都市局 建築安全課	078-918-5046
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律		
食品衛生法	明石市 福祉局 生活衛生課	078-918-5426
温泉法	明石市 福祉局 生活衛生課	078-918-5425
下水道法	明石市 都市局 下水道施設課	078-934-3425
水質汚濁防止法、浄化槽法	明石市 環境産業局 環境保全課	078-918-5030
自治会の区域	明石市 市民生活局 コミュニティ・生涯学習課	078-918-5004

2 許可までの流れ

①事前相談

施設の図面案をもとにご相談ください。
※前ページの関係部署（法務局を除く）
へご相談ください。



②住民説明

近隣住民に対する説明会を開催してください。

- (1) 共同住宅の場合 → 共同住宅に居住する住民
- (2) 共同住宅以外の場合 → 当該施設の所在地をその区域に含む自治会の区域に居住する住民

③申請書類提出

- ・提出書類に不備がなければ、施設の実地調査の予約をとることができます。
- ・申請手数料もお持ちください。

④施設の実地調査

完成した施設が施設基準に合致しているか職員が現地確認します。

⑤許可指令書交付

- ・実地調査及び書類審査で問題がなければ許可があります。
- ・許可指令書が完成した旨の連絡をしますので、引換用紙を持って、窓口までお越しください。

あかし保健所生活衛生課監視指導係（生活衛生担当）
〒674-0068
明石市大久保町ゆりのき通1丁目4-7
電話：078-918-5425（直通）
FAX：078-918-5584